

被扶養者（異動）届に添付する書類

証明書類		被扶養者申請理由書	住民票	続柄が確認できる書類	生計維持に関する書類							
					学生	収入のある人	収入のない人	送金証明	年金受給者	失業給付受給予定者	失業給付受給者	休業補償受給者
続柄					在学証明書 学生証のコピー	・源泉徴収票 ・給与明細 (直近三ヶ月分) ・配当証明	非課税証明書	直近三ヶ月分 (1人あたり月額 7万円以上)	年金裁定通知書 年金振込通知書	雇用保険離職票1-2	受給証明	受給証明
配偶者	妻	●	●			●	●		●	●	●	●
	夫	●	●			●	●		●	●	●	●
18歳未満の実子		●	●		●	●			●			
	養子	●	●	●		●			●			
	継子	●	●	●		●			●			
18歳以上の実子		●	●		●	●	●		●	●	●	●
	養子	●	●		●	●	●		●	●	●	●
	継子	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●
子の配偶者		●	●	●		●	●		●	●	●	●
実父母		●	●			●	●	●	●	●	●	●
養父母		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
継父母		●	●	●		●	●		●	●	●	●
配偶者の父母		●	●	●		●	●		●	●	●	●
祖父母		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
配偶者の祖父母		●	●	●		●	●		●	●	●	●
孫		●	●	●	●	●			●			
18歳未満の弟妹		●	●	●					●			
18歳以上の弟妹		●	●	●	●	●	●		●	●	●	●
兄 姉		●	●	●	●	●	●		●	●	●	●
その他		●	●	●	●	●	●		●	●	●	●

- 註 1. 収入のない18歳未満の実子については、上記の証明書類（住民票を除く）の添付は必要ありません。
2. 生計維持に関する書類は、それぞれに該当するもの（●印）を添付する必要があります。
3. 届出をした配偶者、嫡出子及び実父母を除き、被保険者との続柄が確認できる公式な証明書が必要となります。
4. 送金証明については、一括送金は不可。手渡し等で証明となるものがない場合は、不可。
5. 被扶養者の認定にあたって、上記の書類のほか必要書類を提出していただくことがあります。